

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。
本メルマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。
皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

現在、電力安全課では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、
原則として、対面での受付・相談を行わないこととしております。
申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」又は郵送により提出
されますよう、御協力をお願いいたします。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

1. トピックス

■令和3年4月1日より、小出力発電設備についても事故報告が義務化になります。【新規】

電気事業法第38条第2項で定める小出力発電設備のうち、10kW以上50kW未満の
太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備について事故報告の対象に追加されます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/jikohoukoku.html

■使用前・定期安全管理審査のオンライン受審について【新規】

令和3年4月1日から電気事業法に基づく安全管理審査がオンラインで受審できる
ようになります。オンラインでの受審を希望される方はご相談ください。

詳細はこちらをご覧ください。[中国四国産業保安監督部HP]

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/shintyaku/onlineankanshin.pdf>

■令和2年度電気主任技術者研修会動画配信は令和3年3月31日までです。【新規】

令和2年8月に作成した研修会動画の配信を終了します。視聴を希望される方は
お早めにお願います。

◇内容

- ・最近の電気保安行政について
- ・令和元年度 自家用電気工作物の立入検査結果概要

- ・ 令和元年度電気事故概要
- ・ 最近の電気事故の事例
- ・ 参考（保安ネット、飛来物対策チラシなど）

詳細はこちらをご覧ください。[中国四国産業保安監督部HP]

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/reference/kenshukai/r02kenshukai.htm>

■令和3年4月1日以降に第一種電気工事士免状交付申請を行う場合、必要な実務経験が3年以上となります。【再掲】

免状交付窓口が混雑する可能性がありますので、郵送による申請や時期をずらすなど、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/02/20210210.pdf

■電力安全課への申請・届出手続は原則押印は不要となりました。【再掲】

令和2年12月28日に、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されたことを受け、電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。

詳細はこちらをご覧ください。[中国四国産業保安監督部HP]

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/yoshikishu/index.htm>

■保安ネットによる電子申請の受付を行っております（電気事業法関係）【再掲】

電子申請システム「保安ネット」（電気事業法関係）による申請について、中国監督部管内においては、令和2年6月より受付を開始をしております。

保安ネットは、保安管理業務外部委託承認申請書、主任技術者選任又は解任届出書、保安規程（変更）届出書など、電気事業法の主要な手続きについて、電子申請による届出・申請が可能なシステムです。

また、24時間365日いつでもどこでも手続きが可能であり、時間的・コスト的にも便利なシステムとなっております。

詳細はこちらを御覧ください。[中国四国産業保安監督部HP]

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jikayou/hoan-net/hoan-net-exp.htm>

■新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月より窓口対応を中止しています。

電気事業法に基づく手続きは、郵送又は保安ネットにて対応しています。【再掲】

詳細はこちらをご覧ください。[中国四国産業保安監督部HP]

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/kanri/coronaboushi2.pdf>

■電気事故

◇速報＜2月受理分＞（主な発生事故。今後、変更となる可能性があります。）

【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和3年2月中に「4」件発生しています。

現在詳報手続き中ですが、概要は以下のとおりです。

《作業者の過失(1)》

- ・ 停電作業実施後の復電操作時に、短絡接地器具を外し忘れた状態で PAS を投入したため、配電線が DGR・OCR で自動遮断した。
＜供給支障時間：23 分、供給支障戸数：1,660 戸＞

《作業者の過失(2)》

- ・ 主任技術者が停電（SOG 動作）対応の初動時に、絶縁測定等の事故点探査も行わず PAS を強制投入したため、配電線が DGR で自動遮断した。その後の調査で、PAS～キュービクル間の高圧ケーブル1相の絶縁不良（事故点）が判明した。
＜供給支障時間：12 分、供給支障戸数：720 戸＞

《樹木接触》

- ・ 電力会社変電所の出口遮断器が地絡遮断した。その後の調査で、需要家 LS～GCB 間に樹木接触による地絡痕を発見した。
＜供給支障時間：確認中、供給支障戸数：確認中＞

《原因調査中》

- ・ 全停電による高圧ケーブル絶縁診断を実施中、配電線が OCR で自動遮断した。事故点の可能性として考えられる PAS をメーカーに引き渡して、原因を調査中。
＜供給支障時間：117 分、供給支障戸数：190 戸＞

【破損事故】

令和3年2月中に「2」件発生しています。

風力発電所、水力発電所のいずれも発電機の破損事故です。

◇その他

近畿における事例ですが、自家用構内で電柱が倒壊し、第3者所有物件を損傷させる事故が発生しています。設置時、保安全管理の注意点も記載されていますので、参考にしてください。

- ・ 鉄筋コンクリート柱倒壊事故に関連した点検等についてのお願い（注意喚起）(2/17)

[独立行政法人製品評価技術基盤機構]

https://www.nite.go.jp/gcet/tso/20210217_kinki_announce.html

■「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示」等の一部改正について(3/1)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210301-01.html

[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

3. お知らせ

◇「発電用風力設備に関する技術基準の解釈」及び「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(4/1 まで)

◇第26回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 (3/3 開催)
新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ

◇第1回 産業保安基本制度小委員会（2/24開催）

[illegible]

このメールに返信されても、返信内容の確認及び御返答ができません。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/merumaga.htm>

[illegible]